

## 掲示文書一覧(市長分)

令和8年3月17日

種別	番号	題名	主管課
告示	110	都市計画に関する基本的な方針の公表について	都市計画課
告示	111	土壤汚染対策法第11条第1項の規定による形質変更時要届出区域の指定について	環境政策室
告示	112	指定自立指定医療機関の指定の更新について	障害福祉課
公告	92	制限付一般競争入札について	住民窓口センター
公告	93	開発行為に関する工事の完了について	まちづくり指導課

【 閲覧用 】  
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 110号

令和 8年 3月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

都市計画に関する基本的な方針の公表について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針を改定したので、同条第3項の規定により、下記の場所において公表する。

記

公表場所	所在地
姫路市役所 都市計画課 市政情報センター	安田四丁目1番地

姫路市告示第 111号

令和 8年 3月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

土壤汚染対策法第11条第1項の規定による形質変更時要届出区域  
の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定したので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示する。

1 指定する区域

姫路市書写字北垣内2125番2の一部

2 基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒<sup>ひ</sup>素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

姫路市告示第 112号

令和 8年 3月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定に基づき、同法第54条第2項の指定自立支援医療機関について下記のとおり指定の更新をしたので、同法第69条の規定により告示する。

記

指定更新する医療機関名、自立支援医療の種類及び年月日

医療機関名	自立支援医療の種類	指定更新年月日
飾西さかいクリニック	育成医療・更生医療(腎臓)	令和8年(2026)年2月1日
大澤薬局 飾西店	育成医療・更生医療(薬局)	令和8年(2026)年2月1日

姫路市公告第 92 号  
令和 8 年 3 月 17 日

姫路市長 清 元 秀 泰

## 制限付一般競争入札について

令和 8 年度姫路市マイナンバーカード特設センター運營業務委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、姫路市契約規則（昭和 62 年姫路市規則第 29 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により下記のとおり公告する。

### 記

#### 1 入札に付する事項

(1) 業務名

令和 8 年度姫路市マイナンバーカード特設センター運營業務委託

(2) 業務期間

準備期間 契約締結日から令和 8 年 6 月 30 日

開設期間 令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

(3) 履行場所

東姫路駅前メディカルプラザ 2 階（アルカドラッグ 東姫路店 2 階）

姫路市日出町 3 丁目 38-1

（面積） 231 m<sup>2</sup>（約 70 坪）

(4) 業務概要

令和 8 年度姫路市マイナンバーカード特設センター運營業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(5) 最低制限価格

無

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成 25 年 3 月 25 日制定）の規定による資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）を受けていない者であること。

(2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年 4 月 1 日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第 3 条に定める排除対象業者に該当していない者

(3) 競争入札の参加資格等について（平成 23 年姫路市告示第 408 号）第 5 項の規定により令和 8 年度（令和 8 年 4 月 1 日以降に発表予定）の業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

ア 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「コンピュータ・情報処理関連業務」の詳細業種「データ作成・入力」及び業種「事務委託」の詳細業種「受付案内業務（秘書）」の両方

において競争入札に参加する資格を有する者

イ 法人にあつては姫路市税（以下「市税」という。）  
消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者。個人にあつては市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者であること。

ウ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当すること。

- ① 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- ② 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。

カ 入札に参加しようとする者の間に次の①から③までのいずれにも該当する関係がない者

① 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- a 組合とその組合員
- b 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

キ 過去5年間に人口20万人以上の地方公共団体において、マイナンバーカードに関する窓口案内・受付業務のすべてを元請として履行した実績があること。（複数契約での履行実績も可とするが、労働者派遣契約は認めない。）

3 制限付一般競争入札参加申込書等の配布の期間及び場所

配布期間	公告の日から令和8年4月1日（水）まで
配布場所	姫路市役所ホームページで提供する。 <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032896.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032896.html</a>

4 入札参加申込み及び入札参加資格の審査

(1) 本業務の制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる書類等を郵送又は持参により提出しなければならない。

ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式1）

イ 第2項第3号イに規定する税目について未納がないことの納税証明（公告の日以後に取得したものの原本。）

ウ 第2項第3号キに規定する業務実績調書（様式2）

(2) 参加希望者は、前号に掲げる書類を次号に示す受付期間及び受付場所に郵送又は持参により提出し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けなければならない。

なお、郵送の場合は書留郵便等の配達記録が確認できるものによること。

(3) 入札参加申込方法、受付期間及び受付場所

入札参加申込方法	郵送又は持参
受付期間	公告の日から令和8年4月6日（月）正午まで（必着）
受付場所	〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市市民局市民生活部住民窓口センター（以下「住民窓口センター」という。）マイナンバーカード担当 （姫路市役所 本庁舎1階）

(4) 市長は提出された書類により入札参加資格の審査を行い、結果については令和8年4月6日（月）午後5時を目途に、参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）を電話連絡とともにメールにより通知する。

(5) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。

(6) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、市長に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和8年4月7日（火）午後5時までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由請求を書面にて、住民窓口センターに提出すること（任意様式）。期日までに当該請求があった場合、市長はこれに対し速やかに回答する。

(7) 提出された書類等は返却しない。

5 質問及び回答

仕様書等に関して質問しようとするときは、次に示す期間内に別に指定する質問書（様式3）に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称に変更の上、次のメールアドレス宛てに必要な書類を添付してメールにより送信すること。

なお、質問書の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。また、質問者名は公表しない。

質問受付期間	公告の日から令和8年3月31日（火）正午まで
送信先	shimin-2@city.himeji.lg.jp
質問回答を示す場所	令和8年4月1日（水）を目途に姫路市役所ホームページに掲載する。

#### 6 業務概要を示す期間及び場所

業務概要を示す期間	公告の日から令和8年5月11日（月）午後5時まで
業務概要を示す場所	<a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032896.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032896.html</a>

#### 7 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の日時	令和8年4月10日（金）午前10時
入札及び開札の場所	姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 本庁舎4階 市民局会議室

#### 8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金については、規則第5条の規定を適用する。
- (2) 契約保証金については、規則第29条の規定を適用する。

#### 9 入札に関する事項

##### (1) 入札方法等

- ア 入札書は指定する様式を使用すること。
- イ 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は委任状を入札書と同封すること。
- ウ 入札書へは、業者登録申請時に届出の代表者印又は受任者使用印を押印すること。
- エ 入札書の日付は、入札書の記入日を記載すること。
- オ 入札を辞退する場合は、令和8年4月7日（火）の正午までに理由を付した参加辞退届（様式4）を書面により住民窓口センターへ郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）又は持参すること。ただし、電話連絡の上、メールで提出することも可とする。  
なお、参加辞退届を提出した後は、参加辞退届を撤回することはできない。

##### (2) 入札に関する条件等

- ア 入札を行うときは、確認通知書を紙で持参し、提示すること。
- イ 入札書に記載する金額は、一円単位とすること。
- ウ 入札及び開札には必ず出席すること。
- エ 消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及地方消費税相当額を含まない契約希望金額を入札書に記載すること。また、10で割り切れる数字を記入すること。
- オ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

### (3) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）及び私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行わないこと。

## 10 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (2) 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した制限付一般競争入札参加申込書等による入札参加資格を認められた者がした入札その他入札参加資格のない者のした入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
- (4) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (6) 再度入札における入札金額が、初回又は前回の入札の最低金額と同額又はこれを超えた入札
- (7) 入札書に記名押印のない入札
- (8) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 委任のある場合は、代理人の指名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札
- (11) 前項第2号ア及びイに規定する入札に関する条件等に違反する入札

## 11 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不適當であるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 落札者は、契約締結までに、姫路市暴力団排除条例様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を市長に提出しなければならない。

## 12 再度入札に関する事項

- (1) 初回の入札において落札者となるべき入札をした者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。再度入札の回数は、2回とする。
- (2) 再度入札には、前の入札において入札に参加しなかった者、無効とされた者は参加できない。

## 13 その他

- (1) 予定価格は非公表とする。
- (2) 本業務についての説明会は実施しない。

- (3) 落札決定後に正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (4) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加資格制限若しくは排除対象者に該当し又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 本契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (6) 本業務は、令和年度予算が成立することを前提とした入札であるため、契約締結予定日は令和8年4月20日（月）とし、本業務に係る予算の減額又は削除があった場合は、本業務の入札日を変更し、又は入札を取りやめることがある。

## 令和 8 年度姫路市マイナンバーカード特設センター運営業務委託仕様書

### 1. 目的

社会保障・税番号制度は、公平・公正な社会の実現と行政の効率化、国民の利便性向上を実現するための社会基盤として導入され、国においては、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進し、安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的行政の構築を目指している。

そのような中、本市においては、マイナンバーカードの保有率は 8 割に到達し、マイナ保険証をはじめとした行政手続きでの利活用が進む中、安心してマイナンバーカードが利用できるよう努める必要がある。

マイナンバーカードの発行から 10 年が経過し、カードの更新や電子証明書更新件数が増加し、待ち時間が長時間になる状況が発生していたため、令和 7 年 7 月に姫路市マイナンバーカード特設センター（以下、「特設センター」という。）を設置した。引き続き、特設センターを設置し、マイナンバーカードの交付及び電子証明書の更新等に関する業務の一部を民間事業者へ業務委託することで、効率的な運用方法により市民の利便性の向上を目指す。

### 2. 業務実施に当たって

- (1) 本業務の実施に当たり、関係法令を遵守し、本業務を適切に行うこと。
- (2) 本業務仕様書の記載事項を遵守すること。
- (3) 本業務の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止対策を行うこと。

### 3. 業務の基本的要件

#### (1) 委託期間

準備期間 契約日から令和 8 年 6 月 30 日

開設期間 令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

※必ず委託期間開始日から、機器類の準備及び業務従事者への研修を含めて滞りなく業務が遂行できる体制をとること（委託期間前に要した事前準備・事前研修等の経費については、委託料に含まない）。

#### (2) 履行場所

東姫路駅前メディカルプラザ 2 階（アルカドラッグ 東姫路店 2 階）

姫路市日出町 3 丁目 3 8 - 1

（面積） 231㎡（約 70 坪）

#### (3) 開所日・窓口時間

開所日及び窓口時間については、次の考え方を基本とし、それ以外の時間に業務を行う場合は、本市と受託者が協議の上定める（起算日は月曜日とする）。

開所日及び休所日については「別添 1」のとおりとする。

##### ① 開所日

原則、木曜日から月曜日まで（第 3 土曜日とその翌日曜日は除く）

##### ② 窓口時間

午前 11 時から午後 6 時まで

※ 窓口開始前の開所準備事務（端末及び周辺機器の起動、各種申請書用紙等の準備）及び窓口終了後の事務（端末及び周辺機器の終了、不用文書廃棄、報告書作成等）についても業務範

困に含むものとし、業務における一連の処理が時間外に及ぶものについては、本市とあらかじめ協議の上、窓口時間にかかわらず、処理が完了するまで引き続き業務を行うこと。

③ 休所日

第3土曜日（住民基本台帳システムメンテナンス日）及び翌日曜日（J-LIS メンテナンス日）、毎週火曜日及び水曜日（第3土曜日・翌日曜日の同一週は除く）、12月29日から翌年1月3日まで及びその他に本市が指定する日を休所日とする。

(4) 執務室内のレイアウトについて

〈別添2〉を参考にし、受託者と本市の協議により随時変更を加えることができるものとする。

(5) 業務担当課

姫路市市民局市民生活部住民窓口センター

4. 業務内容

(1) 交付・受付業務

ア マイナンバーカードの電子証明書関連業務及び暗証番号の再設定関連業務（来所者の本人確認は市職員が行う）

イ マイナンバーカードの交付受付業務（来所者の本人確認は市職員が行う）

ウ 電子証明書関連業務に伴う振り仮名のカード券面記載業務（希望者のみ）

エ 事前予約者の異動受付審査票の打出作業及び付随業務

（姫路市が提供する事前予約者の抽出リストに基づく打ち出し及び必要に応じた打ち出し等）

オ 交付予定のマイナンバーカード及び回収した旧マイナンバーカードの管理業務

カ 窓口への案内作業

キ 混雑時の人員整理・誘導作業

ク 苦情対応

ケ 受付用席数：1席以上

コ 窓口用席数：6席以上（1日あたり、168人の受付対応ができること）

<特記事項>

※交付・受付業務は本人限定とする（ただし、15歳未満又は成年被後見人の場合、本人とともに法定代理人が来所し、法定代理人が届出を行うこととする）。

※電子証明書の暗証番号を忘失している場合は初期化作業を含む。

※交付受付業務において、代行入力、有料対応となる場合は受付しない。

※交付受付業務において、交付予定のマイナンバーカード及び旧マイナンバーカードの運搬の時間帯等の詳細については、乙は甲の指示に従うものとする。

※業務ごとの予約枠数など、詳細については甲乙協議により決定する。

(2) 広報業務

ア 特設センター周知用のチラシの作成・頒布 1回（A4チラシ2万部） 納品先：特設センター

（カラー両面印刷A4サイズ コート90kg）

（市民センター・支所・出張所・サービスセンターでの頒布用）

イ 自治会回覧 1回 (A4チラシ2万部) 納品先:住民窓口センター

ウ 新聞折り込み 1回 (A4チラシ10万部) 納品先:新聞社

エ ポスター (B1サイズ 10枚、A3サイズ 30枚)

※ チラシ、自治会回覧、新聞折り込みについては、デザイン案を提示し、実施時期、実施方法などを市と協議のうえ行うこと。校正を3回程度行うこととし、作成物の著作権は姫路市に帰属するものとする。また、校了データはaiファイル(イラストレーター)及びPDFファイルにより納品のこと。

※ 新聞折り込みについては、対象は朝日新聞・神戸新聞・毎日新聞・読売新聞・産経新聞の5紙とする。また、デザイン案を提示し、実施時期、実施方法については、市と個別に相談のうえ行うこと。

## 5. 実施体制

受託者は、本業務を遂行するに当たり、統括責任者、業務責任者、業務従事者(以下「従事者等」という。)を配置し、効率的かつ効果的な運営が可能な体制を整備し、正確で迅速な処理を行えるようにすること。

### (1) 統括責任者(他業務との兼務は不可、契約約款に定める「業務担当責任者」とする)

業務全体の責任者として受託者が正規雇用している社員かつ、人口20万人以上の地方公共団体において、マイナンバーカード関連業務の運用実績を半年以上有している者を1名以上常駐(休憩時間を除き、特設センター内に滞在することを意味し、施設内のいずれかの場所に滞在することでは不可とする。なお、休憩時間中も緊急事態の場合は、すぐに特設センターに戻ることができるようにすること。)させること。統括責任者は、本市との連絡・調整・報告の業務を担い、業務責任者及び業務従事者の調整、配置及び指揮監督、業務全体の進捗管理、各業務手順マニュアル等の作成・更新等の業務に当たらせること。ただし、不測の事態等のため、不在とするときは携帯等連絡機器により、常に連絡が取れる状況のもと、業務責任者を代理として職務に当たらせてもよい。

### (2) 業務責任者

担当業務の責任者として、会場内に常駐し、担当業務の進捗管理及び労務管理のほか、前項に記載する業務内容に基づき業務に当たらせること。

### (3) 業務従事者

受託者は、常に本業務を円滑に遂行できる人数の次に該当する業務従事者を配置し各業務に従事させなければならない。

① 本業務に必要な知識及び技術を有するとともに、制度の趣旨及び業務の公共性を十分に理解し、円滑に本業務を行える者

② 各業務を行うにあたり、十分な経験を有する者

(4) 業務責任者及び業務従事者は、主とする業務以外に他の業務を兼務することができる。

(5) 受託者は、各業務量に応じた人員配置を図るとともに、人員配置計画表を提出すること。

(6) 従事者等の出勤時間や退庁時間の管理については、受託者が管理し、本業務に支障が出ないよう対応すること。

(7) 従事者等で本業務に対し不適格と認められる者があるときその他必要があると認めるときは、本市は受託者に対しその理由を明示し、交代を求めることができる。

(8) 履行場所(市の指定する場所)には従事者等の通勤用駐車場がないため、公共交通機関及び民間駐車場を個別契約し利用するなど来客用駐車場を使用しないこと。

## 6. 物品・什器

特設センターの業務に必要な物品については、以下の「別添3」とする。

なお、統合端末機器等及び住基用機器等については「別添4」のとおり仕様・数量及び機器の設置から保守にかかる条件を指定する。また、すべての電子機器については令和8年6月22日（月）まで（ただし、別に期限等を指定しているものを除く。）には特設センター内に準備するようしておくこととする。

※ただし、統合端末機器等及び住基用機器等のセットアップについては本市が行うものとする。

## 7. 個人情報の保護

本業務は、個人情報を取り扱うこととなるため、個人情報の重要性に鑑み、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び「姫路市個人情報の保護に関する法律施行条例」（令和4年12月21日条例第42号）の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、従事者等にも各条項の規定を遵守させ、次に掲げる個人情報保護の措置を講じること。

- (1) 従事者等に対し、本業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させ、個人情報の保護が徹底されるように指導すること。
- (2) 本業務を開始する際に、従事者等に本業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らさないことを誓約した誓約書を作成させ、本市へ提出すること。
- (3) 本業務の実施に必要な関係資料（以下「関係資料」という。）を本市が指定した目的以外に使用しないこと。また、第三者に提供しないこと。
- (4) 本市の許可なく関係資料の複写又は複製はしないこと。
- (5) 本市の許可なく関係資料を本市が指定する場所以外へ持ち出さないこと。
- (6) 本業務の実施又は管理に関して、関係資料に事故が発生した場合は直ちに本市に報告すること。
- (7) 本業務が完了したときは、直ちに関係資料を本市に返還すること。
- (8) 本業務が完了した場合において、関係資料の複写物又は複製物があるときは当該複写物又は複製物を直ちに本市に引き渡すこと。ただし、引き渡すことが適当でないと認められる場合は、複写又は複製に係る情報を消去すること。
- (9) 個人情報保護の観点からプライバシーマーク（JISQ15001）又は情報セキュリティマネジメントシステム（JISQ27001 または ISO27001）を取得していること。

## 8. 業務対応

- (1) 配置する従事者等は、本業務の遂行に当たり、職務の重要性を自覚し、守秘義務等個人情報保護の対応は本市職員に準じるものとする。
- (2) 受託者は、配置する従事者等に制度等を周知し、電話対応及び窓口対応に当たっては親切、丁寧に対応できるよう指導すること。
- (3) トラブル（苦情対応）等が生じた際は、原則として受託者で対応すること。ただし、警察案件となりそうな重要事案と判断された際は、速やかに本市へ報告すること。なお、統括責任者、業務責任者、業務従事者間でのフォロー体制及び本市への連絡体制を構築し、速やかに対策を講じること。
- (4) 業務終了時、個人情報記載書類を含めて業務に使用した資料及びマイナンバーカードを鍵付きロッカーに格納し、

施錠すること。

- (5) 各業務の詳細については、契約締結後、本市と調整を行うこと。
- (6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の改正のほか、国の方針変更等により、本業務に影響が出る場合及びマイナンバーカードに関して新たな業務が生じた場合は、業務の再構築を行うこと。

## 9. 従事者等の研修

受託者は、本業務を円滑に行うため、従事者等に対し次の事項について随時研修を行うこと。

- (1) 関係法令及びマイナンバー制度に関して必要な知識を習得させること。
- (2) 個人情報保護等、守秘義務について理解させること。
- (3) 機器操作方法について習得させること。
- (4) 事務処理手順を理解させること。
- (5) マイナンバー-実務検定有資格者の資格証の写し及び研修内容を記載した研修報告書を契約締結後、業務開始までに本市へ提出すること。

## 10. 委託料及び支払

委託料の支払は、毎月払いとし、受託者から毎月の業務完了の報告の後に本市が必要な検査を行った上で、受託者からの請求に基づき行う。

### 11. 業務の履行

受託者は、本業務の履行に当たっては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 本業務の趣旨に従い、受託者の責任において完遂すること。
- (2) 従事者等に対し、受託者の従業員であることを示す名札を着用させ、その地位を明確にし、業務の迅速かつ適切な遂行を行うこと。
- (3) 従事者等を臨時に変更する場合には、直ちにその旨及び臨時担当者の氏名を本市に通知すること。

### 12. 業務実施状況の報告

- (1) 受託者は、各業務の日報及び月報により業務内容を記録し、本市に報告し、その確認を受けるものとする。翌月 10 日までに「業務完了報告書」を本市へ提出するものとする。
- (2) 個人情報の処理に当たって事故が発生したとき、又は受託者において判断しかねる事柄が発生したときは、受託者は直ちに本市に報告し、適切な対応をとるものとする。

### 13. 業務実施上の服務基準

受託者は、業務を遂行するに当たっては、地方公共団体の業務を受託遂行するものとしての自覚に基づき、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 受託者は、業務を遂行するに当たっては、その業務の信用を傷つけ、又は本市の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、知り得た秘密を漏らしてはならない。また、業務を退いた後も同様とする。

#### 1 4. その他

- (1) 受託者は、従事者等の使用者として、労働関係法令上の責任を果たすとともに、適切な教育指導及び指揮監督を行うものとする。
- (2) 受託者は、11.(3)の臨時的措置が長期に及ぶときは、速やかに本市に報告するとともに、従事者等の変更等、必要な管理上の措置をとるものとする。
- (3) 契約期間内において、受託者の従事者等に変更が生じる場合は、受託者の費用により、あらかじめ当該業務に必要な専門用語等の知識習得、待遇等の研修を行い、引継ぎに足る期間を設けた上で変更するものとする。
- (4) 従事者等に係る経費（健康管理に係る経費等一切を含む。）は、受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、契約期間の終了又は契約の解除により、本業務が終了する場合は、本業務終了前までに、本市及び次期受託者に対し、本業務を実施する上で必要な情報、データ等を提供するとともに、業務引継書を作成し、次期業務が適正に遂行できるように引継ぎを行うこと。

別添1 (第3項(3)関係)

令和8年度マイナンバーカード特設センター開所日カレンダー

7月 開所22日

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

8月 開所23日

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

9月 開所20日

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

10月 開所23日

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

11月 開所22日

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

12月 開所20日

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

令和9年1月 開所22日

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

令和9年2月 開所20日

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

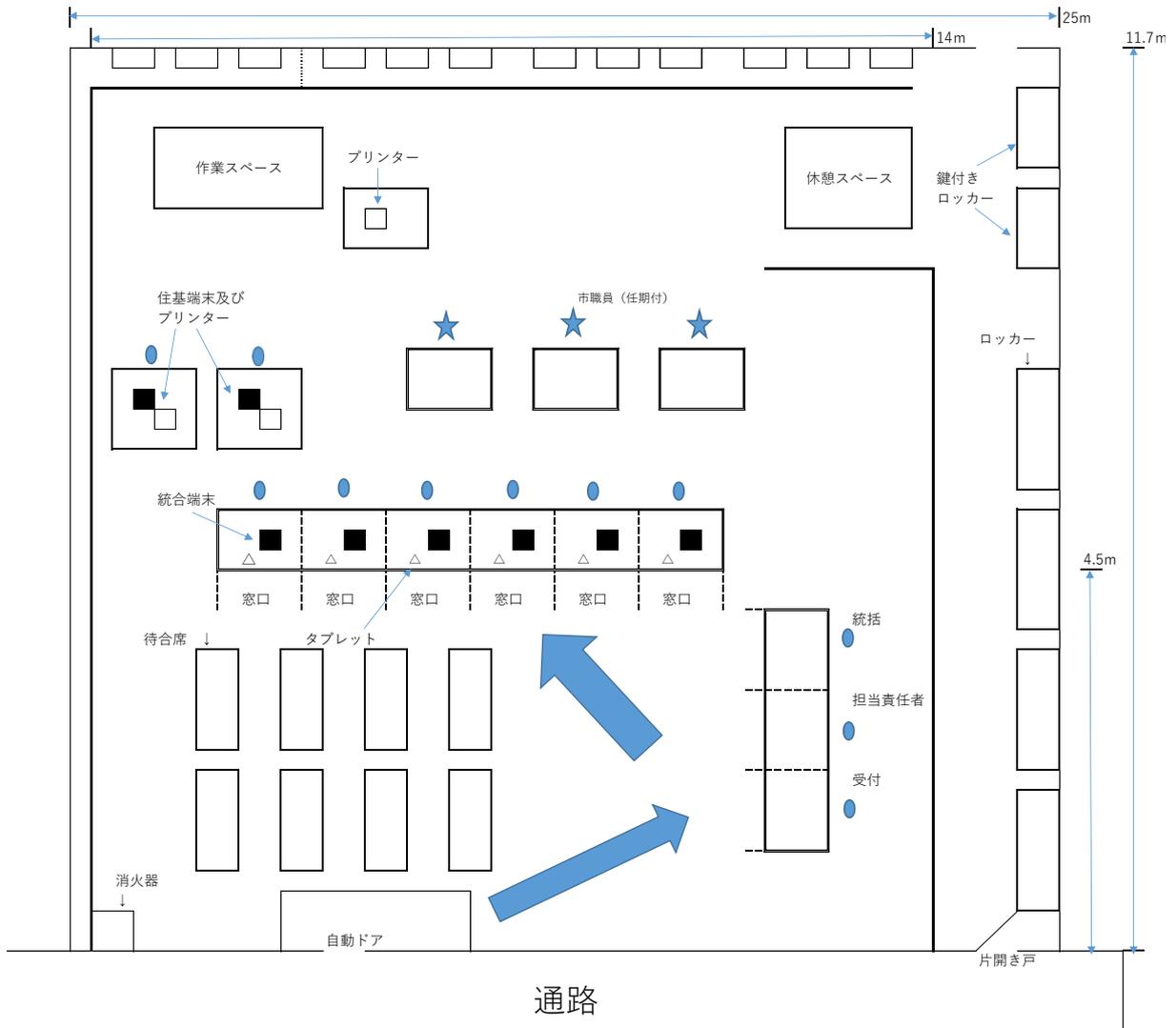
令和9年3月 開所21日

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

□ 開所日      ■ 休所日

別添2 (第3項 (4) 関係)

●レイアウト参考図



別添3（第6項関係）

下記の物品について調達しておくこととする。

No.	品目	数量	備考
1	複合インクジェットプリンター	1台	EPSON社製PX-M6711FT以上のスペックを満たすものを調達すること（保守契約を含む）
2	複合インクジェットプリンター用トナー及びドラム	1式	必要数を随時調達すること
3	区画仕切り用パーテーション	10枚程度	W900×H1800mm程度、白系統
4	飛沫防止用アクリル板	8席以上	受付カウンター対面用、無色透明
5	受付カウンター（事務用椅子含む）	8席以上	1席：W1700×D1000×H700mm程度で連結できること（レイアウトを参考）
6	テーブル上仕切りアクリル板	8席以上	隣の席との仕切り板（レイアウトを参考）、白系統
7	事務用片袖机（事務用椅子含む）	3セット	W1200×D700×H700mm程度
8	パソコンデスク・プリンター台付き （住基端末及び専用プリンター設置用） （事務用椅子含む）	2セット	W700×D700×H700mm（接地面からパソコン台まで）H1100mm（接地面からプリンター台まで）程度
9	プリンターラック	3台	W700×D700×H700mm程度
10	立て看板（両面ホワイトボード）	3脚	W400×H1400mm程度
11	休憩スペース用抗ウイルステーブル及び椅子	1式	テーブル：W1800×D700×H700mm程度、椅子：6脚程度
12	作業用長机	1式	W1800×D450×H700mm程度、10台程度（目安）
13	椅子	30席程度	30分程度の待ち時間座っても不快にならない程度のクッション性を有するもの
14	両面書庫（キャビネット）	4台	W900×D400×H1900mm程度 鍵付きのもの、観音開き式
15	更衣ロッカー	1式	鍵付きのもの、13人程度が利用できるもの
16	コピー用紙	1式	本人確認書類の写し、異動受付審査票等、1日最低120人以上の処理ができるようにすること
17	電話機	2台	光回線2チャンネル1番号を想定しているため、光電話を直接収容する主装置タイプを用意するこ

			と。(プッシュ回線でファックス機能なし)
18	事務用品 (筆記用具等)	1 セット	15人程度が利用できる数量を用意しておくこと

#### 別添4（第6項関係）

下記のとおり統合端末機器等及び住基用機器等について調達条件を定める。

#### ●統合端末機器等調達条件

機械安定化のため新造機とし、戻入再整備機（レンタルバック機）若しくは買取引き上げ機の業者による再整備機でないこと。ただし、戻入再整備機等を使用する場合は、前もって使用理由及び本市に起因しない故障が発生した場合速やかに新造機を調達することを示し、本市の承認を得ること。

#### 1 調達機器

乙は、次の統合端末を利用するために必要となる機器等（以下「統合端末機器等」という。）を調達すること。なお、記載機器については記載型番の後継機で同等品以上のものを準備する。

- (1) 表1に掲げる統合端末本体 6セット
- (2) 表2に掲げるタッチパネル 7セット（うち1セットは故障交換用予備機）
- (3) 表3に掲げる操作者認証装置 7セット（うち1セットは故障交換用予備機）
- (4) 表4に掲げるICカードリーダーライター 7セット（うち1セットは故障交換用予備機）
- (5) 表5に掲げるセキュリティワイヤー 6セット

表1 統合端末本体（NEC製）

No	品名	型番等	数量
1	VersaPro V1L45/X-N(Win11Pro) タイプVX/Core i3-1315U(最大4.50GHz)	PC-V1L45XZGN	1
2	15.6型ワイドTFTカラー液晶HD(1366 X 768)(Webカメラ付き)	PC-V-LCD5HN	1
3	512GB SSD(暗号化機能付き)	PC-V-HAD51N	1
4	メモリ16GB(16GB×1)	PC-V-MAD16N	1
5	DVD-ROM	PC-V-C8DDVN	1
6	無線LAN(IEEE802.11ax)&Bluetooth	PC-V-NWX2BN	1
7	テンキー付きキーボード(Copilotキー)	PC-V-KBDCTN	1
8	USB光センサーマウス(ブラック) スクロールホイール付	PC-V-PDDUH7	1
9	プライバシーフィルター	PC-VP-WS33	1
10	標準添付品セット	PC-V-KTD11N	1
11	Mate/VersaPro SupportPack G8 当日出張修理 ディスク返却不要サービス付き 7日間連続8:30~21:00 3年間バック ※1	PC-MV-SE3LT9FF	1

表2 タッチパネル（ワコム製）

No	品名	型番等	数量
1	15.6型液晶ペンタタブレットDTK1660E(黒)	DTK-1660E/K0	1
2	覗き見防止フィルターLN N8 DTK-1660	LN-N8 DTK-1660	1
3	(3年保守)機器保守 プラン250 DTK-1660E ※1	—	1

表3 操作者認証装置（富士通製）

No	品名	型番等	数量
1	住基ネット用操作者認証装置V3(ガイド有)(FAT13FLJL1)	THW-67R300062	1
2	AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 1インストール(A28792SM)	TPW-67S02700601	1
3	(平日)住基ネット用操作者認証装置V3(ガイド有)SupportDesk ※1	THW-67R300063	12
4	AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 1インストール プログラムサポート(A28702SMM1) ※1	TPW-67S02700801	1

表4 ICカードリーダーライター（ソニー製）

No	品名	型番等	数量
1	ICカードリーダーダライタ	RC-S300/S1	1

表5 セキュリティワイヤー

No	品名	型番等	数量
1	統合端末用セキュリティワイヤー ※2	SL-31S	1
2	タッチパネル用セキュリティワイヤー ※2	SL-80	1

※1 既設機器分と一体管理するため、次に記載する甲の住基ネットベンダー担当者に連絡し、調整のうへで調達すること。

NECフィールドディング株式会社 関西第二営業部 営業第二課 姫路市担当  
電話 050-3146-7860

※2 スペアキーも添付すること。キーにはタグ付キーホルダーを取付ること。なお、タグには甲が指定する管理番号を記入すること。

## 2 搬入場所及び設置期限

- (1) 乙は、調達した統合端末機器等について、甲と調整のうへで、甲が指定する場所に搬入すること。
- (2) 乙は、統合端末本体（本体、マウス）、タッチパネル、操作者認証装置、ICカードリーダーダライタ及びセキュリティワイヤーについて、甲の指示に従い、管理番号等を記載したシールを用意して貼付すること。
- (3) 乙は、前号の搬入について、次に掲げる期限までに完了させること。ただし、下記期限までの搬入が困難な場合は、納期について甲と別途協議するものとする。

ア ICカードリーダーダライタ  
令和8年6月22日（月）

イ 操作者認証装置  
令和8年6月22日（月）

ウ 上記ア及びイ以外  
令和8年6月22日（月）

## 3 ハード保守

乙は、統合端末機器等が故障により正常に使用できなくなった場合は、次に従い、統合端末機器等のハード保守を行うこと。

- (1) 直ちに統合端末機器等のベンダーに依頼して、統合端末機器等の設置場所において、原因の調査、故障部品の交換等の対応を行うこと。
- (2) 統合端末本体については表1のNo.1 1、タッチパネルについては表2のNo.3で調達する保守パッケージにより対応すること。
- (3) 操作者認証装置及びICカードリーダーダライタについては、ベンダー保守が困難なため予備機との交換により対応すること。予備機については、本契約で調達しているものを使用すること。なお、複数の交換が必要となった場合は、乙において新たに調達を行い交換することとし、調達に必要となる費用は乙が負担するものとする。

## 4 その他

- (1) 乙は、統合端末機器等の空き箱、梱包材等について、持ち帰り処分すること。
- (2) 乙は、統合端末機器等の付属品（セットアップ用メディア、マニュアル等）を管理すること。
- (3) 統合端末機器等のセットアップ作業は甲が行うものとし、乙は、甲の求めに応じて前号の付属品を甲に貸与すること。
- (4) 統合端末機器等の運用サポートについては、甲において、甲の住基ネットベンダーと契約して行うものとする。
- (5) 契約期間満了後に甲より統合端末機器等を撤去する場合又は統合端末本体に搭載されているSS

Dを交換する場合は、SSDに記録されているデータを復元不可能な状態（以下「データ消去処理」という。）にすることとしている。データ消去処理及びデータ消去処理後のSSDの処分については次のとおりとするので、費用算定にあたっては注意すること。

ア データ消去処理は甲が行う。

イ データ消去処理は、SSDを物理破壊する方法で行う。

ウ 物理破壊後のSSDの処分は乙が行う。

## ●住基用機器等調達条件

### 1 調達機器

乙は、次の住民基本台帳システム用端末を利用するために必要となる機器等（以下「住基用機器等」という。）を調達すること。

- (1) 表6及び表7に掲げる仕様を満たす住基端末本体 2セット
- (2) 表8に掲げる仕様を満たすマウス 3セット（うち1セットは故障交換予備機）
- (3) 表8に掲げる仕様を満たすセキュリティワイヤー 2セット
- (4) 表9及び表10に掲げる仕様を満たす住基端末用プリンタ 2セット

表6 住基端末本体

品名	備考
ノートパソコン	ノートブック型

※機械安定化のため新造機とし、戻入再整備機（レンタルバック機）若しくは買取引き上げ機の業者による再整備機でないこと。ただし、戻入再整備機等を使用する場合は、前もって使用理由及び本市に起因しない故障が発生した場合速やかに新造機を調達することを示し、本市の承認を得ること。

表7 住基端末本体の各スペック

No.	項目	内容	備考
1	CPU	Intel Core i5 以上 動作周波数 2.00GHz以上	第13世代以上 10コア/12スレッド以上
2	搭載OS	Microsoft Windows 11 Pro version 22H2 (64ビット版)	OSがインストールされた状態で納品すること。
3	メインメモリ	8GB以上	
4	内蔵ディスク	SSD	
4	内蔵SSD	256GB以上	
5	内蔵光ディスクドライブ		必須とはしない
6	内蔵ディスプレイ	カラー液晶 15.6インチ以上	フルHD以上
7	外部ディスプレイインターフェース	HDMI端子×1	
8	内蔵有線LAN	1ポート	1000BASE-T/100BASE-TX
9	内蔵無線LAN	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax準拠	WPA2/AES対応
10	内蔵USBポート	Type-Aを2ポート以上	USB規格3.0×1以上
11	内蔵カメラ	有効画素数92万画素以上	ディスプレイ面に内蔵
12	形状	ノートブック型	着脱式キーボード不可
13	重量	1.9kg以下であること	
14	内蔵キーボード	JIS配列に準拠していること、 テンキー付き	

15	バッテリー	3セル、41Whr以上	AC接続時、総充電量の80%で充電停止することが可能であること。また、AC接続時は、80%を維持することが可能であること。その他、60分以内で容量の80%まで急速充電可能であること。
----	-------	-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------

表8 付属品

No.	項目	内容	備考
1	マウス	LED式ホイールマウス	USB接続
2	盗難防止対策ワイヤー	シリンダー錠式 セキュリティワイヤー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワイヤー直径4mm以上</li> <li>・ワイヤー長2m以上</li> <li>・口径が端末に合致するもの</li> <li>・マスターキー対応</li> </ul>

表9 ソフトウェア

No.	ソフトウェア名	ライセンス数	備考
1	Office LTSC Professional Plus 2024	2	ボリュームライセンス版。M365は利用不可とする。

※パソコン本体及び付属品に関する補足事項

- ① SSD、光学ドライブ及びバッテリーは同時に内蔵できること。
- ② 本体部分にセキュリティワイヤーが取り付けられること。
- ③ メモリについては、相性問題が発生しないこと。
- ④ 室温5℃～35℃、湿度20%～80%の環境下で正常に稼動すること。
- ⑤ パソコン本体は、保守の品質要件を満たすため、日本国内に販売拠点（外国法人の日本現地法人を含む）のあるメーカーのものに限る。
- ⑥ 全て同一機種であること。

※ソフトウェアに関する補足事項

特に指定がない場合は納品時点での最新バージョンをインストールするものとし、メーカーから修正パッチが提供されている場合は最新のものを適用しておくこと。

表10 住基端末用プリンタ 本体

品名	備考
沖電気工業株製 B842dnt	

※機械安定化のため新造機とし、戻入再整備機（レンタルバック機）若しくは買取引き上げ機の業者による再整備機でないこと。ただし、戻入再整備機等を使用する場合は、前もって使用理由及び本市に起因しない故障が発生した場合速やかに新造機を調達することを示し、本市の承認を得ること。

表11 住基端末用プリンタ本体の各スペック

No.	項目	内容	備考
1	内蔵メモリ	128MB以上	
2	用紙カセット及び手差しトレイ等	用紙カセットを2つ以上有し、かつ	

		手差しトレイ等を1つ以上	
3	接続機能	1000BASE-TのLANポートを装備し、TCP/IPに対応していること	

※プリンタ本体及び付属品に関する補足事項

- (1) 5年リース期間内に必要となる定期交換部品（定着ユニット、転写ユニット、廃トナーユニット、ローラーユニットなど）、消耗品（トナー、ドラムカートリッジ及び用紙を除く）及び交換作業費用は全て本調達経費に含めること。なお、部品交換作業は、一般ユーザーが容易に交換可能な設計となっており、職員による交換が補償の適応外とならないのであれば、部品送達によるユーザー交換とすることができるものとする。
- (2) トナーカートリッジ・ドラムカートリッジ等について
  - ア トナー（ドラム）については、原則としてメーカー純正品（メーカー指定のリサイクル品を含む）を利用すること。
  - イ 使用済みトナー（ドラム）カートリッジを、メーカー側においてリユースまたはリサイクルする仕組みがあり、かつトナー（ドラム）カートリッジの購入の有無に関わらず無償で使用済みトナー（ドラム）カートリッジを回収する仕組みが確立していること。
  - ウ 納入時、初期納入品以外にトナーカートリッジをプリンタ1台につき1本ずつ添付すること。

2 搬入場所及び設置期限

- (1) 乙は、調達した住基用機器等について、甲と調整のうえで、甲が指定する場所に搬入すること。
- (2) 乙は、前号の搬入について、次に掲げる期限までに完了させること。ただし、下記期限までの搬入が困難な場合は、納期について甲と別途協議するものとする。
 

住基端末本体：令和8年6月22日（月）

住基用プリンタ：令和8年6月22日（月）

3 ハード保守

乙は、住基用機器等が故障により正常に使用できなくなった場合は、次に従い、住基用機器等のハード保守を行うこと。

- (1) 端末については、保守の受付時間内（原則平日9時から17時まで）に保守受付をした装置等について、オンサイト保守（出張保守）を原則当日実施すること。ただし、オンサイト保守が困難である場合は、本市の了解を得た上で予備機を使用した先出し SEND BACK 方式による保守も可とするが、事業者が設置場所に訪問の上、機器の交換を実施すること。この場合は、本市の個人情報、機密情報等が漏洩しないよう万全の対策を講じることを条件とする。プリンタについては、保守の受付時間内（原則9時から17時まで、土日祝日を含む。）に保守受付をした装置等について、オンサイト保守（出張保守）を原則当日実施すること。ただし、オンサイト保守が困難である場合は、本市の了解を得た上で予備機を使用した先出し SEND BACK 方式による保守も可とするが、事業者が設置場所に訪問の上、機器の交換を実施すること。この場合は、本市の個人情報、機密情報等が漏洩しないよう万全の対策を講じることを条件とする。
- (2) 装置等の保守を受付けた場合は、原則として連絡を受けてから速やかに（概ね1時間以内に）現地での保守作業を開始できる体制を確保し、当日中に利用環境の復元が完了するように努めること。保守開始にあたっては、対応方法を判断の上、本市が運用を委託する事業者及び現地担当者に対し状況説明を行った上で作業に取り掛かること。
- (3) 保守作業を行った場合は、直ちに作業報告書を作成して本市に提出し、確認を受けること。
- (4) 保守等により記憶装置を交換する場合は、交換前の記憶装置のデータ消去を実施すること。特に住基端末については、記憶装置の物理破壊によるデータ消去を実施すること。また、消去証明書等の作業完了を証明する文書を発行すること。
- (5) 保守期間は、端末、プリンタ共に10か月以上とする。

(6) 保守に関する費用は委託料に含むものとする。

#### 4 その他

##### (1) 機器の管理

機器の納入日以降賃貸借の開始日前日までは、乙の管理とする。

##### (2) ソフトウェア (Office) について

原則ライセンス契約とする。インストーラを乙で用意し、納入すること。ソフトウェアのライセンス証書はまとめて納入すること。ライセンスの準備に際し、本市のテナント情報等が必要な場合は、必要な情報をまとめ、速やかに連絡すること。

##### (3) 盗難防止対策について

盗難防止対策ワイヤー (セキュリティワイヤー) をパソコン1台ごとに添付し、端末設置時に施錠すること。鍵は2本のうち片方を現地の職員に預け、もう一方を住民窓口センターに納入すること。なお、鍵に取り付けるキーホルダー名札を用意し、甲が指定する管理用シールを作成し名札及び盗難防止対策ワイヤーに貼付すること。

##### (4) 管理用シールの貼付について

本市が作成した管理用シールを、端末本体の指定する場所に貼付すること。なお、指定サイズの透明保護ラベルを用意し、管理用シールの上から貼付すること。マウス、電源アダプタについては、甲が指定する内容のネームシールを作成・用意し、それぞれに貼付すること。

(5) 設置及び撤去作業の日程については、甲と協議の上決定すること。

(6) 委託期間満了時、乙が設置した装置等を撤去すること。

(7) 住基端末について、委託期間満了後の撤去時に、記憶装置の物理破壊によるデータ消去を実施すること。また、消去証明書等の作業完了を証明する文書を発行すること。

# 入札書

令和8年 月 日												
(あて先) 姫路市長												
住所												
氏名										㊞		
(代理人氏名)										㊞		
姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）及びこの入札についての関係書類を承知の上、次のとおり入札いたします。												
<b>入札金額</b>			十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
件名												
令和8年度姫路市マイナンバーカード特設センター運営業務委託												
備考												

- 〔注意〕
- この入札書は長3封筒に入れ、表面に「入札書及び委託名」等を、裏面又は表面に「住所、氏名」を記入し封印すること。
  - 委任状がある場合は同封すること。その場合は代理人㊞が必要です。
  - 金額は1わくに1字ずつアラビア数字で記入し、金額の前に¥をつけること。また、12で割り切れる数字を記入すること。
  - 金額は訂正しないこと。
  - 金額は、一円単位とし、消費税及び地方消費税抜きの金額を記入ください。

# 委任状

令和8年 月 日

(あて先) 姫路市長

所在地又は住所

法人名又は名称

代表者職・氏名

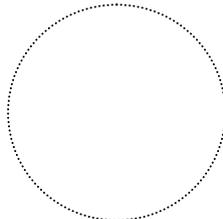
印

私は、\_\_\_\_\_を代理人と定め、次の行為を行う権限を委任します。

1 件名 令和8年度姫路市マイナンバーカード特設センター運營業務委託

2 委任事項 上記件名に対する入札及び見積に関する一切の件

3 代理人使用印欄



# 委任状（記入例）

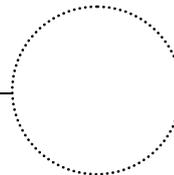
令和8年 月 日

（あて先） 姫路市長

所在地又は住所 姫路市〇〇〇〇〇

法人名又は名称 株式会社 姫路〇〇産業

代表者職・氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

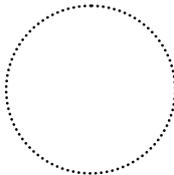


私は、弊社営業部長 △△ △△を代理人と定め、次の行為を行う権限を委任します。

1 件名 令和8年度姫路市マイナンバーカード特設センター運營業務委託

2 委任事項 上記件名に対する入札及び見積に関する一切の件

3 代理人使用印欄



※注意 会社印・代表者印は姫路市登録印で、代理人使用印は入札当日に持参のこと。

(様式1)

## 制限付一般競争入札参加申込書

令和8年 月 日

(宛先) 姫路市長

所在地

商号又は名称

代表者名

又は受任者名

電話 ( ) (担当)

メールアドレス

下記業務に係る制限付一般競争入札への参加を申し込みます。  
また、姫路市が保有する税務情報の閲覧について同意します。

### 記

業務名	令和8年度姫路市マイナンバーカード特設センター運営業務委託
添付書類	<ol style="list-style-type: none"><li>市税に未納がないことの納税証明書（一般競争入札参加用、姫路市税の納税義務がある場合は必ず提出すること。） [公告日以後に発行されたものの原本]</li><li>所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書（税務署様式その3の2）又は法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書（税務署様式その3の3） [公告日以後に発行されたものの原本]</li><li>業務実績調書（様式2）</li></ol>

(様式2)

## 業務実績調書

令和8年 月 日

(宛先) 姫路市長

所在地  
商号又は名称  
代表者名  
又は受任者名

次のとおり令和8年度姫路市マイナンバーカード特設センター運営業務委託と同種の業務を履行しておりますので届け出ます。

業務名	
発注者名	
契約金額	
契約期間	
業務の概要	

- 注) 1 令和3年4月1日以降に履行した、人口20万人以上の地方公共団体において、マイナンバーカードに関する窓口案内・受付業務のすべてを元請として履行した実績(労働者派遣契約は認めない。)を記入すること。
- 2 複数の契約により履行した場合、それぞれの業務ごとに別葉で記入すること(最大3契約まで)。
- 3 上記1記載の業務実績を証するものとして、次の書類を提出すること。  
発注者の人口規模の分かる書類及び当該業務の業務内容の分かる書類(契約書及び仕様書等の入札参加資格条件となっている業務の内容が明らかなもの)の写し

## 質問書

令和8年 月 日

(あて先) 姫路市長

会 社 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
ファックス番号	
メールアドレス	

「令和8年度姫路市マイナンバーカード特設センター運営業務委託」について、次のとおり質問します。

No.	資料名	頁	項目名	質問事項
例	仕様書	3	〇〇〇	〇〇については△△でしょうか。
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

- ※1 質疑が多い場合、行を適宜追加すること。
- ※2 行の追加及び行の高さの変更以外、セルの結合等の表の書式の変更を行わないこと。
- ※3 質問書はPDFに変換せずにExcelデータで提出すること。
- ※4 送付先：shimin-2@city.himeji.lg.jp

(様式4)

## 参加辞退届

令和8年 月 日

(宛先) 姫路市長

所在地  
商号又は名所  
代表者職氏名

令和8年度姫路市マイナンバーカード特設センター運營業務委託につき、参加申込書を提出しましたが、辞退しますのでお届けします。

辞退理由：

---

## 業務委託契約約款

(総則)

第1条 乙は、別紙の令和8年度姫路市マイナンバーカード特設センター運營業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)に基づき、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を実施しなければならない。

2 仕様書に定めのない細部の事項については、甲は乙に対して書面により指示するものとする。  
(契約の保証)

第2条 乙は、甲においてその必要がないと認める場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第4号の場合においては、その保険証書を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる国債の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実に認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、契約金額(頭書の契約月額に12を乗じた額をいう。以下同じ。)の10分の1以上としなければならない。

3 第1項第1号の契約保証金には利子は付けない。

4 乙が第1項第3号又は第4号のいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第19条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。

7 甲は、この契約が履行されたとき、又は第12条第1項、第16条若しくは第17条の規定によりこの契約が解除されたときは、契約保証金(契約保証金に代わる担保として提供された国債を含む。)を乙に還付するものとする。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙は、委託業務の実施を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(調査報告等)

第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について調査し、若しくは報告を求め、又は乙の事務所その他委託業務の実施場所に立ち入ることができる。

(業務担当責任者)

第5条 乙は、業務担当責任者を選任し、その氏名を甲に通知しなければならない。

2 乙の業務担当責任者は、必要に応じて委託業務の実施場所に常駐し、甲の監督又は指示に従

い、委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

(委託業務の内容の変更)

第6条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(委託業務の中止)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の中止内容を乙に通知して、委託業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により、委託業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙が委託業務の続行に備え委託業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(一般的損害)

第8条 この契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、乙の負担とする。ただし、当該損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第9条 委託業務を実施するにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が甲の指示等が不相当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他委託業務を実施するにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(完了報告)

第10条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく、委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の委託業務完了報告書の提出があったときは、その日から10日以内に委託業務の完了を確認するものとする。

(委託料の支払)

第11条 委託料は、月額〇〇〇円とし、毎月支払うものとする。

2 乙は、毎月の委託料について、前条の規定による委託業務完了の確認を受けた後、甲に対して支払を請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による適法な支払の請求があったときは、その日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(甲の任意解除権)

第12条 甲は、委託業務が完了するまでの間は、次条又は第14条第1項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損

害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (2) 乙及び業務担当責任者その他使用人が甲の職務の執行を妨げたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項の規定に違反し、委託料支払請求権その他甲に対する債権を譲渡したとき。
- (2) 乙が委託業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙が委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、既に履行した部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 委託業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第11号に規定する排除対象業者に委託料支払請求権その他甲に対する債権を譲渡したとき。
- (8) 第16条又は第17条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 委託業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許可若しくは登録等を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
- (10) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき。
- (11) 次のいずれかに該当する者（以下「排除対象業者」という。）であるとき。
  - ア 暴力団（姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（姫路市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員が役員（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）として経営に関与している者（実質的に関与している場合を含む。）

ウ 暴力団員を相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。）として使用し、又は代理人として選任している者

エ 次に掲げる行為をした者を、役員等（法人等にあつては役員その他経営に実質的に関与している者又は相当の責任の地位にある者をいい、個人にあつてはその者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。）としている者

（ア）自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為

（イ）暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為

（ウ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている  
と認められる行為

（エ）（ア）から（ウ）までに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

(12) 第3条第2項ただし書の規定による再委託等に当たり、その相手方が排除対象業者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(13) 正当な理由なく、第23条第1項に規定する措置の求めに応じないとき、又は第24条第1項に規定する情報の提供を拒んだとき。

(14) 雇用する労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項の規定に違反したとして検察官に送致されたとき。

(15) 個人情報取扱特記事項又は特定個人情報等取扱特記事項の定めがある場合は、これらに違反したとき。

2 甲は、前項各号に掲げる場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この契約を解除した場合において乙に損害が生じても、その責めを負わない。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第15条 甲は、第13条各号又は前条第1項各号に掲げる場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の催告による解除権）

第16条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) 第6条の規定による委託業務の内容の変更のため、契約金額が3分の1以上増減したとき。

(2) 第7条第1項の規定による委託業務の中止の期間が履行期間の3分の1以上に達したとき。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18条 第16条に規定する場合又は前条各号に掲げる場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（甲の損害賠償請求等）

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に委託業務を完了させることができないとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第13条又は第14条第1項の規定により、この契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否したとき。

3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者又は同法の規定により選任された管財人等

4 第1項第1号又は第2項各号に掲げる場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項又は第2項の規定は、適用しない。

5 甲は、第1項第1号の規定に該当することにより生じた損害の賠償を請求するときは、遅延日数に応じ、契約金額（履行が可分の契約で契約金額を分割して計算することができるときは、履行遅滞となった部分の契約金額について計算した額）につき、年3パーセントの割合で計算した額を請求することができる。ただし、特別の理由があると認めるときは、当該額の範囲内で相当と認める額を請求することができるものとする。

6 第2項の場合において、契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下この条において同じ。）があるときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

7 前項の規定により契約保証金を違約金に充当した後になお余剰があるときは、当該余剰に係る契約保証金は、違約金として甲に帰属する。

8 第1項又は第2項の場合において、甲は、損害賠償金、違約金請求権その他乙に対する債権と乙の契約金請求権その他甲に対する債権とを相殺することができる。

9 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払うものとする。

10 第8項の場合において、充当する債権の順序は、甲が指定するものとする。

（賠償の予約）

第20条 乙は、乙（乙が共同企業体であるときは、各構成員をいう。以下この条において同じ。）

がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者がこの契約に関して第4号又は第5号に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体（独占禁止法第2条第2項に規定する団体をいう。次号において同じ。）が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
  - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙を構成員とする事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
  - (5) 刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者がこの契約に関して第2号に該当したときは、前項に規定する契約金額の10分の2に相当する額の賠償金のほか、契約金額の100分の5に相当する額を賠償金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。
- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
  - (2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 前2項の規定は、甲に実際に生じた損害の額がそれぞれ同項に規定する賠償金の額の合計額を超える場合において、その超過分につき、甲が、賠償金の請求をすることを妨げるものではない。
- 4 第1項及び第2項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、当該共同企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金を請求することができる。この場合において、当該構成員であった者は、甲に対して共同連帯して賠償金の支払の義務を負うものとする。
- 5 第1項又は第2項の規定により乙が甲に支払うべき賠償金については、前条第8項の規定を

準用する。

(乙の損害賠償請求等)

第21条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に掲げる場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

(秘密の保持)

第22条 乙は、委託業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(再委託等からの排除)

第23条 甲は、乙がこの契約に関して再委託等を行う場合においてその相手方（以下「再委託等相手方」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対して当該再委託等の解除その他必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(1) 排除対象業者であるとき。

(2) 雇用する労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして検察官に送致されたとき。

2 前項の場合において、当該措置により乙に損害が生じても、甲は、その責めを負わない。

(役員等に関する情報提供及び情報の利用)

第24条 甲は、乙（再委託等相手方を含む。）が排除対象業者でないことを確認するため、乙に対して、役員等の名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。この場合において、乙は、正当な理由なくその提出を拒んではならない。

2 甲は、前項の規定による確認に当たり、乙から提供された情報を所轄の警察署に提供し、その意見を聴くことができる。

3 甲は、姫路市暴力団排除条例第7条の趣旨に従い排除対象業者を排除するため、前項の意見を、他の業務において利用し、又は外郭団体等を含む甲の関係部局と共有することができる。

(不当介入に対する措置)

第25条 乙は、この契約の履行に当たり、排除対象業者から妨害その他不当な要求を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。

(契約内容を記録した電磁的記録を作成した場合における特約)

第26条 この契約が、契約内容を記録した電磁的記録（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定による措置を講じたものに限る。）により締結された場合において、当該電磁的記録に施された電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号イに規定する電子署名をいう。）に付与されたタイムスタンプ（時刻認証業務の認定に関する規程（令和3年総務省告示第146号）第2条第1項に規定するものをいう。）の時刻情報が頭書記載の締結の日以後のときにあつては、この契約は同日に遡って効力を生ずるものとし、当該時刻情報が同日前のときにあつては、この契約は同日から効力を生ずるものとする。

(契約外の事項)

第27条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「委託業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の規定に従い、個人情報の保護の重要性を認識するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (用語の定義)

第2条 この個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）において使用する用語の意義は、個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和4年個人情報保護委員会告示第1号）で使用する用語の例による。

### (収集の制限)

第3条 乙は、委託業務を行うために個人情報を収集するときは、当該委託業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、委託業務の履行に当たって、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

### (目的外利用・提供の制限)

第4条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、委託業務に関して知り得た個人情報を当該委託業務の履行の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (安全管理措置)

第5条 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### (秘密の保持)

第6条 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (責任体制の整備等)

第7条 乙は、委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な維持管理が図られるよう、従事者を限定するとともに、当該従事者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに、従事者が負うべき個人情報の保護に関し必要な事項について研修を実施しなければならない。

3 乙は、個人情報の取扱いに係る責任者及び従事者の管理体制・実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。

4 乙は、前項の管理体制・実施体制を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

(従事者への周知)

第8条 乙は、従事者に対して、在職中及び退職後においても、委託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適正な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(作業場所等)

第9条 乙は、委託業務を処理するために個人情報を取り扱う作業場所を定め、委託業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、前2項の作業場所から個人情報を持ち出してはならない。

(個人情報の運搬)

第10条 乙は、委託業務に関する個人情報を運搬するときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬すること等、安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第11条 乙は、委託業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の事前の承認なしに複写し、又は複製してはならない。

(媒体の管理等)

第12条 乙は、個人情報が記録されている媒体を、施錠可能な保管場所へ保管するなど、保有個人情報の漏えい等を防止するための措置を講ずるものとする。

(再委託)

第13条 乙は、委託業務を行うために個人情報を取り扱う業務を第三者(委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。)に再委託する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、特記事項に定める甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ、当該第三者が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない。

2 乙は、前項の甲の承認を受けようとする場合には、甲が指定する様式により個人情報の取扱業務の再委託に係る承認申請を甲にしなければならない。

3 前項の承認申請を受けた場合において、甲は、承認をする場合には、条件を付することができる。

4 乙は、委託業務の一部を再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

5 乙は、委託業務の一部を再委託する場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、

甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(返還、消去又は廃棄等)

第14条 乙は、委託業務の終了時に、委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 乙は、委託業務が終了した場合において、委託業務において利用する個人情報の複製物又は複製物があるときは、当該複製物又は複製物を直ちに甲に引き渡すこと。ただし、引き渡すことが適当でない認められる場合は、甲の承認を得て、消去し又は廃棄するとともに、物理的な破壊その他個人情報を復元あるいは判読ができないよう必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、個人情報の消去又は廃棄の日時、消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

(遵守状況の報告)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(立入調査等)

第16条 甲は、乙(委託業務の一部を再委託している場合は、再委託先を含む。以下この条において同じ。)が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、乙の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙の特記事項に係る個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。

3 乙は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(事故発生時における報告)

第17条 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

## 特定個人情報等取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「委託業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の保護の重要性を認識するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、特定個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

### (用語の定義)

第2条 この特定個人情報等取扱特記事項（以下「特記事項」という。）において使用する用語の意義は、個人情報保護法及び番号法並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和4年個人情報保護委員会告示第1号）及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）で使用する用語の例による。

### (収集の制限)

第3条 乙は、委託業務を行うために特定個人情報等を収集するときは、当該委託業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の制限)

第4条 乙は、委託業務に関して知り得た特定個人情報等を当該委託業務の履行の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (安全管理措置)

第5条 乙は、委託業務に関して知り得た特定個人情報等について、特定個人情報等の漏えい、滅失及びき損の防止その他の特定個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### (秘密の保持)

第6条 乙は、委託業務に関して知り得た特定個人情報等を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (責任体制の整備等)

第7条 乙は、委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、当該特定個人情報等の適正な維持管理が図られるよう、従事者を限定するとともに、当該従事者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、従事者に対し、特定個人情報等を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき特定個人情報等の保護に関し必要な事項について研修を実施するものとする。

3 乙は、特定個人情報等の取扱いに係る責任者及び従事者の管理体制・実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。

4 乙は、前項の管理体制・実施体制を変更する場合は、甲に報告しなければならない。  
(従事者への周知)

第8条 乙は、従事者に対して、在職中及び退職後においても、委託業務に関して知り得た特定個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、特定個人情報等の保護に必要な事項を周知し、適正な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。  
(取扱区域の指定等)

第9条 乙は、委託業務を処理するために特定個人情報等を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、前2項の取扱区域から特定個人情報等を持ち出してはならない。  
(特定個人情報等の運搬)

第10条 乙は、委託業務に関する特定個人情報等を運搬するときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化等特定個人情報等の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬すること等、安全確保のために必要な措置を講じなければならない。  
(複写又は複製の禁止)

第11条 乙は、委託業務を行うために甲から提供された特定個人情報等が記録された資料等を甲の事前の承認なしに複写し、又は複製してはならない。  
(媒体の管理等)

第12条 乙は、特定個人情報等が記録されている媒体を、施錠可能な保管場所へ保管するなど、特定個人情報等の漏えい等を防止するための措置を講ずるものとする。  
(再委託)

第13条 乙は、委託業務を行うために特定個人情報等を取り扱う業務を第三者(委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)に再委託する場合、事前に甲の承諾を得るとともに、特記事項に定める、甲が乙に求めた特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ、当該第三者が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない。

2 乙は、前項の承諾を受けようとする場合には、甲が指定する様式により特定個人情報等の取扱業務の再委託に係る承諾申請を甲にしなければならない。

3 前項の承認申請を受けた場合において、甲は、承認をする場合には、条件を付すことができる。

4 乙は、委託業務の一部を再委託する場合には、再委託した業務に伴う承諾を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

5 乙は、委託業務の一部を再委託する場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、

甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(特定個人情報等の返還、消去又は廃棄等)

第14条 乙は、委託業務の終了時に、委託業務において利用する特定個人情報等について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 乙は、委託業務が終了した場合において、委託業務において利用する特定個人情報等の複写物又は複製物があるときは、当該複写物又は複製物を直ちに甲に引き渡すこと。ただし、引き渡すことが適当でないと認められる場合は、甲の承認を得て、消去又は廃棄するとともに、物理的な破壊その他特定個人情報等を復元あるいは判読ができないよう必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、特定個人情報等の消去又は廃棄の日時、消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

(遵守状況の報告)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める特定個人情報等の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに対応しなければならない。

(立入調査等)

第16条 甲は、乙（委託業務の一部を再委託している場合は、再委託先を含む。以下この条において同じ。）が委託業務を行うに当たり取り扱っている特定個人情報等の状況について、随時、乙の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙のこの特定個人情報等取扱特記事項に係る特定個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。

3 乙は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(事故発生時における報告)

第17条 乙は、この契約に関し特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる特定個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、この契約に関し特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

姫路市公告第 93 号

令和 8 年 3 月 17 日

姫路市長 清 元 秀 泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

記

1 許可年月日及び許可番号

令和 8 年 2 月 24 日

姫路市指令土 第 1 - 4 1 - 2 号（25）

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

姫路市飾東町庄字新田 79 番 3、79 番 7 の一部、82 番 4 及び 82 番 5 の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

姫路市飾東町八重畑 1010 番地

社会福祉法人谷内福祉会

理事長 角谷 幸子